

記入例

※氏名(名称)、住所(所在地)、土地の所在・地番など  
が書ききれない場合は、「別紙の通り」と記載し、別  
紙も3組準備してください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

山形市農業委員会 会長

様

令和 年 月 日

フリガナ  
譲受人(借入)

テラダミル  
寺田 稔

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。  
(連絡先電話番号) 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

フリガナ  
譲渡人(貸人)

タダコウイチロウ  
多田 耕一郎

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。  
(連絡先電話番号) 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1.当事者の氏名、住所、職業	当事者の別	氏名	住所			職業		
	譲受人(借入)	寺田 稔	山形市旅籠町二丁目3番20号			会社員		
	譲渡人(貸人)	多田 耕一郎	山形市旅籠町三丁目4番1号			農業		
2.土地の所在、地番地目及び面積並びに所有者住所及び耕作者の氏名住所	土地の所在		地番	地目	面積	所有者		耕作者
	登記	現況				氏名	住所	氏名
	旅籠町三丁目	258	畠	畠	500 m <sup>2</sup>	譲渡人に同じ	譲渡人に同じ	
※具体的に日付が決まっていれば、その日付を記載してください。					※「現況」は、休耕地の場合でも「田」又は「畠」と記載してください。			
計 500 m <sup>2</sup> (田: m <sup>2</sup> 畠: 500 m <sup>2</sup> )								
3.権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権	設定	移転	受理通知後		永年		
4.転用計画	転用の目的	住宅建築 宅地分譲 など					※事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。	
	転用の時期	工事着工時期	令和5年4月1日					
		工事完了時期	令和5年9月30日					
転用の目的に係る事業又は施設の概要					専用住宅 木造2階建 約200 m <sup>2</sup> 宅地分譲〇〇区画■■m <sup>2</sup> (農地●●m <sup>2</sup> 、併用地・有・宅地△△m <sup>2</sup> ) 上水道より取水し、公共下水道に排水する。			
5.転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の農地に影響が無いように、雨水は敷地内にて浸透させます。</li> <li>敷地をコンクリート舗装するため土砂流出のおそれはありません。</li> <li>汚水、雑排水は公共下水道に接続し放流します。</li> <li>周辺は宅地のため農地への影響はありません。</li> </ul>							
※付近に農地がない場合は、「周囲に農地はありません」と記入。								

記載注意 (1)関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記入。

(2)譲渡人が二人以上及び土地の所在地が書ききれない場合には、別紙に記載する。

(3)転用の目的に係る事業又は施設の概要欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

※権利の種類、設定・移転の別

所有権の場合は、移転

賃借権(有償賃借)の場合は、設定

使用賃借権(無償賃借)の場合も設定となります。

受理通知書

令和 年 第 月 号 日

山形市農業委員会 会長

印

令和 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第5条第1項第6号の規定による上記届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。

# 市街化区域内の農地転用について(農地法第4条・5条届出の手引)

農地法の規定により、市街化区域内の農地を転用する際には、届出が必要です。

「農地転用」とは？ → 農地を耕作以外の用途で使用することです。宅地、駐車場、資材置場等が主なものです。

\*農地の所有者自身が転用する(自己転用)場合は

農地法第4条届

\*農地の所有者から事業を行う者が農地を買う・借りる等して転用する場合は

農地法第5条届

届出に必要な書類(▲は場合により必要となる書類です。)		部数
1	<b>届出書</b> (4条・5条それぞれ所定の様式) ★記載に当たっては、かい書で鮮明に記入してください。 ① 氏名((法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。自署しない場合は、記名押印してください。この場合、訂正に備え、捨印の押印をしておいてください。法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。 ② 届出人や土地の所在が多数で枠内に記入できないときは、○○外○名や■■外口筆として、別紙に記入してください。(届出書との間に届出人全員の割印を押印下さい) ③ 「転用の目的」欄及び「転用の目的に係る事業又は施設の概要」、「目的」欄は、一般住宅・共同住宅・店舗・駐車場等具体的に記入し、「施設の概要」欄は「専用住宅 木造2階建○○m <sup>2</sup> 」「アスファルト舗装」等、施設の構造や規模・内容を記入下さい。 ★届出者等本人の意思に基づいた届出であることを確認するため、届出者に電話等による聞き取りをする場合があります。 <u>届出書の氏名欄に平日に連絡のとれる電話番号をご記載ください。</u>	4条 2部  5条 3部
2	<b>案内図</b> 大きさはA4版又はA3版で、住宅地図のコピー等に <u>届出地を赤色で明示</u> して下さい。	1部
3	<b>公図の写し</b> (*「インターネット登記情報サービス」の画面を印刷したものは不可) 山形地方法務局で交付(A3、3ヶ月以内のもの)を受けた原本に <u>届出地を赤色で明示</u> してください。 原本還付可能です。ご希望の場合は原本とコピーの両方をご提出ください。 コピーの余白に、原本の写しである旨の証明を記載してください。 例: この写しは原本に相違ないことを証明します。令和〇年〇月〇日 氏名 印	1部
4	<b>登記事項全部事項証明書</b> (以前は土地登記簿謄本と呼ばれていたもの) 山形地方法務局で交付(3ヶ月以内のもの)を受け、原本を提出して下さい。 *登記事項要約書および「インターネット登記情報サービス」の画面を印刷したものは不可です。 *登記簿の所有者住所と現住所が異なる場合は、同一人であることの証明(住所異動履歴の分かる書類)を添付して下さい。住民票の写し又は戸籍附票・住所表示変更証明書等が主なものです。証明日から3ヶ月以内のもの、原本を提出してください。	1部
▲5	<b>委任状</b> (届出者本人の代理の方が窓口に来られる場合に必要となります。) ※委任状の様式は決まっていません。参考様式はありますが、任意のもので構いません。 ・本人の意思による申請であることを署名または押印により担保する必要がありますので、原則として本人が <u>自署・押印(印は届出書と同じもの)</u> したものを提出してください。 【届出時、窓口に来られない方全員からの委任が必要になります。】	1部
▲6	<b>届出地が土地区画整理事業施行区域内の場合</b> A 仮換地指定証明書……………1式 各区画整理組合事務所 B 従前地の登記事項証明書……………1通 法務局 C 保留地の場合は保留地証明書……………1式 各区画整理組合事務所	1部

※ 届出書提出時には、添付書類を完備してください。

※ 土地登記全部事項証明書・公図の写し・証明書等は、届出日から起算し3ヶ月以内に発行されたものを提出ください。

※ 小作地の場合は、先に農地法による解約の手続きが行われないと届出はできません。

※ 1000 m<sup>2</sup>以上で開発行為に該当する場合、開発行為の許可申請を同時にに行ってください。開発許可書写しの添付は不要となりました。(9階まちづくり政策課)

※ 2000 m<sup>2</sup>以上の土地取引は、国土利用法による届出が必要となります。(4階企画調整課)

※ 露天駐車場 500 m<sup>2</sup>以上、資材置場 200 m<sup>2</sup>以上は、開放型事業場開設届出書が必要となる場合がございます。(10階環境課)

※ 届出内容によっては、他の関係所管課との事前協議や上記以外の書類が必要となる場合もございます。